記載例　　※一例ですので、任意の様式でも構いません。

○○○（自治会・区・町内会）　防犯カメラの管理運用規程

（趣旨）

第１条　この規程は、○○○（自治会・区・町内会）が設置する防犯カメラについて、個人のプライバシー保護に配慮し、適切な管理・運営を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（設置目的）

第２条　○○○（自治会・区・町内会）が設置するカメラは、（地域防犯の推進／犯罪の抑制　等）を目的として設置する。

（設置場所及び撮影範囲）

第３条　防犯カメラは、向日市○○○町○番地に　　台設置し、設置場所及び撮影範囲は、別図のとおりとする。

（設置者）

第４条　防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、○○○（自治会・区・町内会）とする。

（防犯カメラ設置の表示）

第５条　設置者は、設置区域の入り口やその区域内の見やすい場所に「防犯カメラ設置中」の表示及び設置者の名称も表示する。

（管理及び運用）

第６条　設置者は、その管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を順守する。

（1）プライバシーの保護に配慮した管理及び運用を行う。

（2）保守点検などにより適切な維持管理を行う。

（3）防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者を指定する。

（4）撮影された画像（以下、「画像」という。）及び、画像を収録した記録媒体（以下、

「記録媒体」という。）の適正な管理を行うとともに、外部への漏えい等を防止する

ための所要の対策を講ずる。

（5）設置、管理及び運用において事故があった際は、速やかに対応し、処理する。

（6）設置場所の所有者等の事情により、移設等の必要が生じた場合は、関係者と協議を

行い、適切に対応する。

（管理責任者及び取扱担当者）

第７条　管理責任者は、防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラの管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、（○○会長　等）をもって充てる。

２　管理責任者は、防犯カメラ及び録画装置の操作を行うことのできる防犯カメラの取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を指定することができる。

３　防犯カメラ及び録画装置の操作は、管理責任者及び取扱担当者（以下「管理責任者等」という。）が行うものとし、他の者が行う場合は、管理責任者の許可を得なければならない。

４　防犯カメラの設置者及び管理責任者等（以下、「設置者等」という。）は、画像及び画像から知りえた情報を他に漏らし、不当な目的のために使用しない。設置者等でなくなった後においても同様とする。

（画像の管理）

第８条　画像及び記録媒体の管理は、次の各号に定める。

1. 記録した画像の不必要な複写や加工は行なわない。
2. 画像の記録媒体は、施錠のできる保管庫等に保管し、原則として画像の閲覧、　外

部への持ち出し及び転送等を禁止する。

1. 画像の保存期間は、録画の日から○日間とする。ただし、特に認められる場合

については、保存期間を延長することができる。

1. 保存期間を経過した後は、初期化及び上書き等の方法により消去するものとし、

画像の記録媒体を廃棄する場合は、粉砕、裁断等により画像が読み取れない状態に

する。

（画像提供の制限）

第９条　次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三者への画像提供は禁止する。

（1） 捜査機関から、犯罪捜査のために情報提供を求められた場合

（2） 個人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要がある場

　　　合

（3） 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

（4） その他、法令に基づく手続により照会などを受けた場合

２　犯罪捜査のための情報提供依頼は、刑事訴訟法に規定する「捜査関係事項照会書」等

の文書による提出を受けるものとし、管理責任者が審査・許可した場合にのみ提供を行

う。

３　画像を提供した場合は、次の各号に定める事項を記録保存する。

1. 提供日時
2. 利用目的
3. 提出先
4. 提供する画像の内容

（苦情等への対応）

第１０条　管理責任者は、住民等から防犯カメラの設置及び管理・運用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、その内容が当基準に照らして適正かどうかを判断し、迅速かつ適切に対応する。

（その他）

第１１条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

　　附　則

　この規程は、　　　　年　　　月　　　日から施行する。